

(注) 第5条において、行政機関等は、「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」としている。

(表18) 事業の事務を委託する契約の状況 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
平成29年度東京都障害者休業ホーム事業の業務委託に関する契約	平成29.4.1 ～平成30.3.31	概算払 124,455,000 (助成に係る費用を含む。)

(その他)

(2) 防災訓練の事後検証について

北療育医療センターは、表19のとおり総合防災訓練を実施している。

ところで、これらの訓練の事後検証の状況を見たところ、次の状況が認められた。

① 表19のいずれの訓練も、1名又は2名の観察記録者を置いているものの、その他の数十名の参加職員等は参加記録等を作成していない。

② 項番1及び3の訓練については、訓練終了後から事後検証の会議の実施まで、3か月以上、かつ、年度未を経過している。

センターは、肢体不自由児や重症心身障害児・者が利用する施設であり、災害時等の運搬の際は、車いす等の使用など障害の程度等に応じ様々な配慮が必要となる。そのため、訓練の効果を最大限発揮するためには、訓練の過程で個々の参加者が実際に体感し気づいた点を可能な限り広く集め、次回の訓練に向けた提案・改善要望等として活用していくことが有効である。また、項番2の実際の訓練参加者からも、「各職員が適切に対応できたかのチェックリストを作り、終了後に提出してもらうなどにより、全員参加型訓練になるのではないか。」との意見も挙げられている。

センターは、防災訓練の効果を最大限発揮するため、訓練の事後検証の方法について検討することが望まれる。

(表19) 総合防災訓練実施状況

(北療育医療センター)

項番	名称	実施日	事後検証の会議の実施日
1	平成28年度第2回総合防災訓練	平成29.2.16	平成29.7.27
2	平成29年度三者合同防災訓練(注)	平成29.10.31	平成29.12.11
3	平成29年度第2回総合防災訓練	平成30.2.7	監査日(平成30.5.25) 現在未実施

(注) 東京都立北特別支援学校及び東京都障害者総合スポーツセンターとの合同訓練

病院経営本部

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (その他)

(1) ホームページの内容の確認を行い、必要な更新・修正を継続的に行うべきもの
都立病院のホームページは、病院ごとに開設しており、各病院で掲載内容を管理し、更新を行っている。
松沢病院のホームページについて、利用者に対し適切に情報を提供しているか確認したところ、監査日(平成30年5月8日)現在、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 病院は、運営理念、外来診療の受診方法等を説明する病院案内パンフレットを平成27年度に発行し、ホームページにも電子データ版を掲載している。

ところで、ホームページに掲載されている病院案内パンフレットを見たところ、病院は予約制のため受診予約が必要があるが、その予約センターの電話番号が誤っていることが認められた。

イ ホームページの各診療科の案内には、科の診療内容、特色及び担当医師が掲載され、利用者に対し、医療の内容についての情報を提供している。
しかしながら、眼科については診療の案内が掲載されていないことが認められた。

ウ ホームページの病院概要のうち経営指標(決算情報、経営指標グラフ)を見たところ、他の病院では平成28年度の最新情報が掲載されているにもかかわらず、松沢病院は、平成27年度の情報が掲載されていることが認められた。

これらは、病院がホームページに掲載された内容の整合性等を確認する際、実際は業務運営上必要なくなった過去の記事の削除等にとどまり、実質的な内容の確認までは及ばなかったことによるものである。

病院は、利用者に対し、適切に情報を提供できるようホームページの内容の確認を行い、必要な更新・修正を継続的に行われたい。

(松沢病院)

(全庁重点監査事項) (その他)

(2) 消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの

消防用設備については、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく点検を行い、その結果を消防署に報告しなければならないとされている。

広尾病院及び大塚病院において、平成29年度に行われた消防用設備点検の結果報告書を見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 広尾病院において、平成29年12月に実施した消防用設備点検で不備を指摘された項目について、表1のとおり、監査日(平成30年5月16日)現在、改善が行われていないことが認められた。

イ 大塚病院において、平成29年5月に実施した消防用設備点検で不備を指摘された項目について、表2のとおり、監査日(平成30年5月11日)現在、改善が行われていないことが認められた。

病院は年中休みなく医療を提供しており、改善工事を実施するには、病院運営への影響を最小限に抑えるために様々な対応や調整が必要であるが、消防用設備の不備は、火災等の災害時に被害を拡大させる可能性があり、改善を先送りすることは病院利用者の安全を確保する上で適切でない。

両病院は、消防用設備について具体的な改善計画を検討の上、速やかな改善措置を講じられたい。

(広尾病院)
(大塚病院)

(表1) 広尾病院において監査日現在までに改善されていない設備

場所	設備名	所在	件数	点検結果	不備指摘年度
病院本館	ハロゲン化物消火設備 (ダンパー(注))	9階	1	作動せず	平成25年度
		地下1階	1	開口せず	平成19年度等
	排煙設備 (排煙口)	1階	1	開口困難	平成22年度
		2階	2	開口困難	平成22年度
		地下1階	1	完全開口せず	平成29年度
		地下2階	1	手動開放装置不良	平成25年度
防火設備 (ダンパー)	2階	5	作動せず	平成22年度	
	6階	1	作動せず	平成25年度	
	8階	1	作動せず	平成25年度	
	2階	2	全閉せず	平成22年度	
		地下1階	3	作動せず	平成27年度
		地下1階	1	ダクト本体腐食	平成29年度

(注) ダクトに取り付けられる空調装置。通常時は開放しているが、熱を感知すると閉塞し煙や炎の拡大を防ぐことができる。

(表2) 大塚病院において監査日現在までに改善されていない設備

場所	設備名	所在	件数	点検結果	不備指摘年度
病院本館	スズリコンクラー設備	地下2階	1	呼吸器ボールタップ機能不良	平成29年度
		地下駐車場	1	消防火薬箱の劣化	平成27年度
		2階	1	Sビーカー不鳴動	平成28年度
	ガス漏れ 火災警報設備	地下1階	1	受信機の表示不良	平成28年度
		地下1階	1	有効期限切れ	平成28年度
	排煙設備	地下2階	3	排煙口手動装置(手引きリフヤ一)手引きのきつ	平成28年度
		地下1階	1	い場所あり	
		地下1階	1	排煙口自動開閉装置不良	平成28年度
		4階	1	給気ダンパー不良	平成29年度
	防火防災設備	地下2階、地下1階、1階、3階～5階	16	防火戸・防火シャッター・防火ダンパー不良	平成27年度等
地下2階から屋上階までの各階及び階段室		63	誘導灯不具合(バッテリー不良を含む)	平成27年度等	
誘導灯及び誘導標識		1	10年経過による耐圧試験の必要もしくは本体交換	平成29年度	
外来別館	消火器具	1階	1	誘導灯及び誘導標識	平成25年度
		2階	1	非常時切替不良	平成25年度
看護宿舎	誘導灯及び誘導標識	1階	5	非常時切替不良	平成26年度等

(支出)

(3) 契約事務を適切に行うべきもの

東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条の2により、財産の買入れに当たっては、予定価格の額が160万円以下の場合には、随意契約によることと定めている。

ところで、駒込病院では、医師の研究に必要なパーソナルコンピュータ等を購入しているが、病院が平成29年10月及び平成30年1月に締結した契約について見たところ、表3のとおり、近接した時期に複数の随意契約により分割発注し、契約を締結している事例が認められた。物品の購入が計画的に行われないことは効率的でなく、公平性、競争性、透明性の観点から、適切ではない。

病院は、同種の物品の買入れに当たり、一定期間分をとりまとめて競争入札により契約を行うなど、契約事務を適切に行われない。

カービス推進部は、平成25年及び平成27年の定例監査において、別の病院でも同様の指摘を受けていることから、各病院に対する指導を徹底させたい。

(駒込病院)

(カービス推進部)

(表3) 近接した時期に同種の物品に係る随意契約を締結しているもの

(単位：円)

件名	契約金額 (注2)	契約 締結日	履行期限	見積者	契約 相手方
ノートパソコン外2点の買入れ	744,120	平成29.10.6	平成29.11.2	A B K	A
翻訳ソフト外5点の買入れ (注1)	1,094,040	平成29.10.7	平成29.11.16	C E F	C
デスクトップパソコン外2点 の買入れ	888,840	平成29.10.16	平成29.11.10	C E G	C
デスクトップパソコンの買入れ	1,486,080	平成29.10.16	平成29.11.27	D H I	D
デスクトップパソコン外2点 の買入れ	1,042,200	平成29.10.17	平成29.11.17	A B C	A
業務用ノートパソコンの買入れ	1,443,312	平成29.10.20	平成29.11.17	B J K	B
デスクトップパソコン外2点 の買入れ	1,450,440	平成29.10.23	平成29.11.22	B C E F L	C
プロジェクター外1点の買入れ (注1)	1,458,000	平成29.10.23	平成29.12.5	D M N	D
デスクトップパソコン外2点 の買入れ	952,560	平成29.10.25	平成29.11.30	B E J	B
デスクトップパソコンの買入れ	791,100	平成29.10.26	平成29.11.29	B C K	C
デスクトップパソコン外4点 の買入れ	1,005,480	平成30.1.15	平成30.2.9	B C E	B
デスクトップパソコンの買入れ	557,280	平成30.1.16	平成30.2.6	C E	C
ノートパソコン外2点の買入れ	673,920	平成30.1.17	平成30.2.2	B J	B
デスクトップパソコン外1点 の買入れ	1,047,600	平成30.1.22	平成30.2.19	A C O	C
ノートパソコン外2点の買入れ	898,560	平成30.1.22	平成30.2.26	A B E	A
デジタルカメラ外1点の買入れ (注1)	671,760	平成30.1.24	平成30.2.9	C G L	C
ノートパソコンの買入れ	1,371,600	平成30.1.24	平成30.2.14	D M N	D
デスクトップパソコン外1点 の買入れ	788,400	平成30.1.25	平成30.2.16	A B G	A
タブレット端末の買入れ	648,000	平成30.1.26	平成30.2.20	D M	D

(注1) 「外」は、全てデスクトップパソコン又はノートパソコンであった。

(注2) 予定価格は非公表のため、契約金額を掲載している。なお、予定価格は全て160万円以下であった。

(その他)

(4) 災害拠点病院として備蓄している医薬品等の管理を適切に行うべきもの
 駒込病院、多摩総合医療センター及び松沢病院(以下「病院等」という。)は、災害拠点病院(注1)に指定され、災害時に医療救護のために使用する医薬品、診療材料及び応急用資器材を病院敷地内の倉庫に保管している。
 ところで、医薬品等の管理状況を見たところ、監査日(平成30年5月16日)現在、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 駒込病院において、表4のとおり、有効期限(注2)を過ぎている上、新規補充を行っていない状況が認められた。

イ 病院等において、表5のとおり、新規補充は行っており、有効期限を過ぎている医薬品等が新規のものや期限内のものとして混在して保管されている状況が認められた。

このような保管状況では、災害時に誤って使用する恐れがあり、有効期限を過ぎている医薬品等を速やかに分別し廃棄する必要がある。

これは、病院等において、災害拠点病院として備蓄している医薬品等について、有効期限の点検が不十分であったためである。

病院等は、災害拠点病院として備蓄している医薬品等の管理を適切に行われない。

(駒込病院)

(多摩総合医療センター)

(松沢病院)

(注1) 災害時における東京都の医療救護活動の拠点となる病院として都知事が指定した病院(注2) 診療材料について、一般的には、滅菌処理が施されており、その有効期限が決められている。

(表4) 有効期限を過ぎている上、新規補充を行っていない医薬品等の例

病院名	区分	品名	数量	有効期限
駒込病院	医薬品	アスコパソ注(鎮痙利注射液)	5箱	平成30年2月
		KN補液3B(輸液)	2本	平成27年11月
	診療材料	メス 扁平鉤 <small>(ヘビーク)</small> (手術器具)	12本 6組	平成29年3月 平成29年3月
など 計 35品目				

(表5) 期限内の医薬品等と混在している有効期限を過ぎている医薬品等の例

病院名	区分	品名	数量	有効期限
駒込病院	医薬品	ソフラチエール(抗生物質賦付剤)	5箱	平成29年11月
		生理食塩水 スアブステイックヘキシジン (創傷用殺菌消毒剤)	50本 120包	平成28年12月 平成28年9月
	診療材料	血液型判定用抗血清	4本	平成26年3月
など 計 22品目				
多摩総合医療センター	診療材料	経口エアウェイ(気道確保用の器具)	4本	平成29年8月
		中心静脈穿刺セット 縫合針	10個 30袋	平成29年12月 平成29年11月
	医薬品	静注用ホスミンソS(抗生物質注射薬) ペライノシン軟膏(抗生物質製剤)	5箱 1本	平成29年9月 平成29年8月
など 計 13品目				
など 計 10品目				

(注) 医薬品等については、新規補充された同数の同医薬品等が保管されており、保管すべき数量は満たしている。

2 意見・要望事項

(全庁重点監査事項) (その他)

(1) 視覚障害者誘導用フロッグの敷設について

松沢病院は、精神科を専門とする都立病院であるが、内科や外科、眼科等も設置しており、多くの利用者が来訪する施設である。

病院において、利用者の利便に供しているかの観点から敷地内の視覚障害者誘導用フロッグ(以下「フロッグ」という。)の敷設状況を確認したところ、図のとおり、歩行者出入口である西門から本館診療棟内の総合案内所までの約200mの経路には、歩道と車道の進入路とが交差する約14mを除き、フロッグが敷設されていない状況が認められた。

病院の敷地内経路は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)による基準(注)には、西門守衛詰所を案内所としており、守衛が出入口を容易に視認できることにより、適合している。

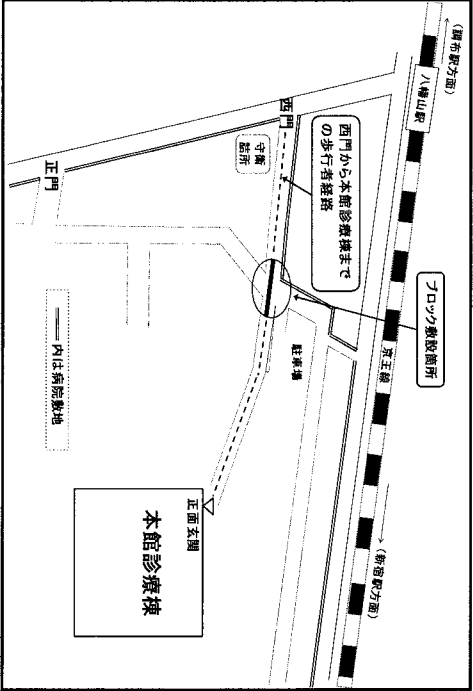
しかしながら、医療施設であるのみならず都立施設という性格上、一般の施設以上に来院者への配慮が求められている。また、フロッグがあれば、視覚障害者は、一人で安全に西門から本館診療棟まで移動することができ、利用者利便の向上に繋がる。

病院は、西門から本館診療棟までの経路について、フロッグの敷設が望まれる。

(松沢病院)

(注) 道路から案内所など案内設備までの経路には、視覚障害者の誘導のためにフロッグの敷設を行わなければならない。ただし、案内所より出入口を容易に視認できる場合は、この限りではない。

(図) 西門から本館診療棟までの経路



産 業 労 働 局

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (歳出)

(1) 自家用電気工作物定期点検保守委託の履行確認を適正に行うべきもの

森林事務所は、青梅合同庁舎における自家用電気工作物の定期点検を行うため、表1の契約を締結している。当該契約において、受託者は、契約締結後、点検実施計画書を提出し、点検作業完了後には、点検報告書を提出することを定めている。

ところで、電気工作物のうち、非常用予備発電装置に係る点検の実施について見たところ、仕様書では、原動機の始動試験を毎月実施するとしているが、5月及び6月実施分の点検報告書では、原動機の始動試験は未実施となっていた。また、受託者提出の点検実施計画書では、原動機の始動試験は、年1回11月の実施と記載され、仕様書の内容と相違していた。

このように、受託者の履行内容が不十分な状況にありながら、その理由を確認せず、履行完了としていることは適正でない。

所は、自家用電気工作物定期点検保守委託の履行確認を適正に行われたい。

(森林事務所)

(表1) 契約の状況

(単位: 円)

契約件名	契約期間	契約金額
青梅合同庁舎自家用電気工作物定期点検保守委託	平成29.4.1～平成30.3.31	431,568

(全庁重点監査事項) (歳出)

(2) 庁舎内の排水設備等の清掃委託に係る契約方法を見直すべきもの

地方公共団体の契約は、原則、一般競争入札の方法によるものとされ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に該当する場合に限り随意契約によることができるとされている。都では、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条の2により、委託契約の場合、予定価格が100万円を超えないときは随意契約によることができると定められている。

ところで、城東職業能力開発センター江戸川校では、庁舎内の排水設備等の清掃について、表2の契約を締結している。

しかしながら、これらの契約は、実施時期を仕様書に定める等により、年間でもとめることが可能であり、競争入札によらず随意契約としていることは適切でない。校は、庁舎内の排水設備等の清掃委託に係る契約方法を見直されたい。

(城東職業能力開発センター江戸川校)

(表2) 契約の状況

(単位：円)

項番	契約名称	契約期間	契約金額	受託者
1	汚雑排水管、排水ポンプ及び雨水管 清掃委託	平成 29. 5. 2 ～平成 29. 5. 31	873, 990	A
2	排水口外6点の清掃委託	平成 29. 12. 4 ～平成 30. 1. 19	783, 324	
3	集水鉢・グレーチング及び埋設排水 管外1点の清掃委託	平成 30. 2. 26 ～平成 30. 3. 31	972, 000	

(歳入)

(3) 行政財産の使用許可に係る使用料の徴収手続について

東京都行政財産使用料条例(昭和39年東京都条例第26号)第6条では、「使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、納付させることができる」と規定されている。

ところで、森林事務所及び雇用就業部における行政財産の使用許可に係る手続について見たところ、次の事例が見受けられた。

ア 使用料の徴収事務を適正に行うべきもの

森林事務所は、表3のとおり、Bに対し、行政財産の使用許可を行い、使用料を徴収している。

しかしながら、所は、使用料について、特別の理由がないにもかかわらず、使用開始日までの納入期限を設定しておらず、適正でない。

所は、使用料の徴収事務を適正に行われたい。

(森林事務所)

(表3) 使用許可の状況

(単位：円)

相手方	対象	使用期間	納入期限	納入日	使用料
B	青梅合同庁舎 1階フロア一部	平成 29. 4. 1～ 平成 30. 3. 31	平成 29. 5. 9	平成 29. 5. 9	1, 402, 692

イ 使用料の徴収事務を適切に行うべきもの

雇用就業部は、公益財団法人東京しごと財団に対し、表4のとおり、行政財産の使用許可を行い、使用料を徴収している。また、その使用料相当額は、都から補助され、部は、財団からの後納申請に対し、補助金の交付後速やかに、別途通知する期日までに使用料を納入することを条件に、その承認を行っている。

ところで、本件使用料の徴収手続を見たところ、部は、財団に対して、補助金の交付日(平成29年4月13日)から2か月以上経過した日を使用料の納入期限(平成29年6月30日)として指定している。

これは、部における行政財産の使用許可の担当者と補助金交付に係る担当者間の連絡調整が適切に行われていないことによるものである。

部は、使用料の徴収事務を適切に行われたい。

(雇用就業部)

(表4) 使用許可の状況

(単位：円)

相手方	対象	使用期間	補助金 交付日	納入期限	納入日	使用料
公益財団法人 東京しごと財団	東京都しごと センター 建物2階、 5階及び8階	平成 29. 4. 1 ～ 平成 30. 3. 31	平成 29. 4. 13	平成 29. 6. 30	平成 29. 6. 19	10, 222, 428

(歳入)

(4) 遅延違約金の算出を適正に行うべきもの

森林事務所は、治山工事及び林道開設工事について、表5のとおり契約を締結し、実施しているところ、契約約款第42条第1項により、受注者から遅延違約金を徴収して工期を延長している。

契約約款第42条第2項では、「遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、年5パーセントの割合（年当たりの割合は、前年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額」としており、土日を含めて計算することとなっている。

しかしながら、本件における遅延違約金の算定を見たところ、遅延日数を土日を除いた日数で算出したため、表6のとおり合計で14万7000円過少となっており、適正でない。所は、遅延違約金の算出を適正に行われない。

(森林事務所)

(表5) 契約の状況

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間（変更後）	契約金額	受注者
1	大岳（鍾乳洞）治山工事	平成29.12.12 ～平成30.4.27	80,764,257	C
2	西沢入林道開設工事	平成29.11.10 ～平成30.6.15	37,026,000	D

(表6) 遅延違約金の算出状況

区分	契約金額 (円) (a)	違約金率 (%) (b)	遅延日数 (日) (c)	遅延違約金 (円) $a \times b \times c / 365$
1	80,764,257	5.00	15	165,900
	80,764,257	5.00	11	121,600
			差額	44,300
区分	契約金額 (円) (a)	違約金率 (%) (b)	遅延日数 (日) (c)	遅延違約金 (円) $a \times b \times c / 365$
正	37,026,000	5.00	60	304,300
誤	37,026,000	5.00	41	207,900
			差額	96,400
			合計	140,700

(注) 遅延違約金は100円未満を切捨て

中央卸売市場

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (支出)

(1) 自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行うべきもの

市場は、卸売業者・仲卸業者・関連事業者等の許可事業者だけでなく、産地からの運送に携わる者や仕入れに訪れる者など多くの人が働き行き交う施設であり、場内には取引を持つ生鮮食料品等も多量に搬出入されている。

このため、中央卸売市場では、建築物、建築設備、消防用設備等の保全業務により、安全安心な市場取引の場の提供に努めているところである。

しかしながら、築地市場、食肉市場及び大田市場（以下「各場」という。）で実施している表1から表4までの契約において、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火設備及び消火設備等に対する点検を実施しているにもかかわらず、次のとおり、自動火災報知設備等の点検不良等について遅やかに対応していない状況が見受けられた。

(表1) 築地市場における自動火災報知設備等に係る点検契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
築地市場自動火災報知設備ほか定期点検保守委託	平成29.4.1 ～平成30.3.31	5,616,000

(表2) 食肉市場における自動火災報知設備等に係る点検契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
食肉市場自動火災報知設備等定期点検保守委託	平成29.4.1 ～平成30.3.31	1,641,600

(表3) 食肉市場における消防用設備に係る点検契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
食肉市場消防用設備点検委託	平成29.4.1 ～平成30.3.31	2,319,840

(表4) 大田市場における自動火災報知設備等に係る点検契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
大田市場自動火災報知設備等定期点検保守委託	平成29.4.1 ～平成30.3.31	7,430,400

ア 築地市場は、表1の委託契約により、自動火災報知設備等の点検を実施している。この契約に基づき平成29年7月3日から同月13日までに実施された機器点検の結果報告書を確認したところ、監査日(平成30年1月15日)現在、次のとおり、適切でない点が認められた。

- ① 室内に間仕切り等の造作が加えられたこと等により、感知器による警戒が行われなくなった場所が表5のとおり17か所あった。これらの箇所について、場は、造作を行った施設使用者に対して感知器を設置するよう指導するか、又は、新たに感知器を設置すべきであるが、それを行っていない。
- ② 天井に鳥除けネットや天板等が設置されていること等により、感知器の点検を行っていない場所が表5のとおり184か所あった。
- ③ 防火設備について、表5のとおりシャッターが降下しない等、設備の使用に支障をきたす不良箇所について、修繕等の対応をとっていない場所が21か所あった。これらの不良箇所は、前回(平成28年7月4日から同月14日まで)の機器点検・総合点検においても同様の点検結果であり、場は、点検結果を認識しているにもかかわらず、何ら対応を行っていないのは、適切でない。

(表5) 監査日現在までに改善されていない設備

区分	設備名	点検場所	点検結果	不良箇所数	
①	自動火災報知設備 (感知器)	関連事業者営業所		4	
		青果部A棟・B棟駐車場	未警戒	7	
		水産物部本館		1	
		仮設卸売場B棟		5	
		小計		17	
②		青果部A棟・B棟駐車場	未点検	96	
		青果部本館		88	
		小計		184	
		水産物部遠海せり場	防火戸が閉鎖しない	1	
③	防火設備	仮設卸売場A1棟・A2棟	防火戸の扉が動かない	4	
		青果部A棟・B棟駐車場	シャッターが降下しない	2	
			防火戸が閉鎖しない	1	
			シャッターが降下しない	4	
			シャッター不動作	8	
			ダンパー未点検	1	
			小計		21
		合計			222

(注) 表中の①、②及び③は、本文中の①、②及び③に対応している。

イ 食肉市場は、表2及び表3の委託契約により、自動火災報知設備及び消防設備等の点検を実施している。両契約にて平成29年6月又は同年8月に実施された機器点検の結果報告書等において「不良」と判定された設備について確認したところ、修繕等が行われていないものが認められた。

これらの設備のうち特に表6の19か所は、平成27年6月又は同年8月に実施した機器点検においても「不良」と判定されているにもかかわらず、監査日(平成30年1月15日)現在、改善されていない状態が継続しているのは、適切でない。

(表6) 平成27年6月又は同年8月の機器点検以降、監査日現在までに改善されていない設備

区分	設備名	点検場所	点検結果	不良箇所数	
表2 契約	防排煙制御設備 (防火戸)	自動火災報知設備	大動物棟	感知器不動作等	5
			センタービル	障害アスク	2
		小動物棟	大動物クレイン	防火戸閉鎖不良	1
				防火戸閉鎖障害	1
				シャッター不動作・降下障害	1
				防火引き戸閉鎖不良	2
				防火戸閉鎖不良	2
				シャッター降下障害	1
				シャッター閉鎖障害	1
				シャッター不動作・閉鎖障害	1
小計		18			
表3 契約	スプリンクラー設備	センタービル	散水障害	1	
		小計		1	
合計				19	

(注) 表2契約の点検は平成29年6月、表3契約の点検は同年8月

ウ 大田市場は、表4の委託契約により、自動火災報知設備等の点検を実施している。

この契約に基づき平成29年7月18日から同年8月31日までに実施された機器点検の結果報告書を確認したところ、場内の青果棟・水産棟・閉鎖棟の各店舗において、店舗使用者により防火戸の可動範囲内に荷物や棚等が置かれることで、防火戸の閉鎖障害が指摘されていた。

監査日（平成30年1月15日）現在、多くの閉鎖障害があり、場を確認したところ、場は、店舗使用者に対して口頭指導を行い、閉鎖障害の解消に努めているものの、店舗内スペースが狭いこともあり、防火戸の範囲内に再び荷物、棚その他障害物が置かれるため、閉鎖障害が再発してしまっている。

しかしながら、平成29年1月10日から同年2月10日までの間に実施された前回の消防点検でも同様に指摘を受けているところであり、改善に向けた対応方針を定めずに、従来どおりの口頭指導にとどめているのは、適切でない。

自動火災報知設備等は、火災の警戒や火災時の被害拡大の防止等、重要な役割を果たす設備であり、利用者の安全を確保するため、不良箇所については早期に対応を行う必要がある。

市場取引や搬出人等が昼夜問わず行われる大規模な施設にあって工事調整等に困難は伴うとしても、市場施設の安全安心を早期に実現するため、各場は、建築、電気、設備の技術部門と管理部門とが連携し、施設使用者の理解と協力を求め、より一層精力的に改善に取り組みなくてはならない。

各場は、自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行われない。

また、自動火災報知設備等の日常的な保全業務は各場が実施するものとしても、事業部は、市場全体の保全業務を総括できる立場にある。

即ち、安全安心の観点から各場の保全業務が適切になされるよう助言指導されたい。

- (築地市場)
- (食肉市場)
- (大田市場)
- (事業部)

(局別重点監査事項) (収入)

(2) 施設使用料の徴収を適正に行うべきもの

多摩ニュータウン市場が東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号）に基づき行っている市場施設の使用許可の状況について見たところ、使用許可面積を8.0㎡超えて市場施設が使用されている事例が認められた。

このため、表7のとおり、監査日（平成30年1月16日）現在、施設使用料4万8,950円が徴収不足となっている。

場は、施設使用料の徴収を適正に行われない。

(多摩ニュータウン市場)

(表7) 使用許可面積を超えて市場施設が使用されている状況 (単位：円/㎡・月、㎡、円)

使用施設名	監査日までの使用期間	適用使用料		課		徴収不足額	
		名称	単価	面積	使用料		面積
清掃員詰所	9月16日	事務室	2,211	38.0	799,526	38.0	799,526
		倉庫	643	-	-	8.0	48,950
	合計			38.0	799,526	46.0	848,476

(局別重点監査事項) (収入)

(3) 市場施設の使用許可手続を適正に求めるべきもの

食肉市場が、Aに対して使用許可している表8の市場施設の状況について見たところ、Bが同じ箇所に所在地を置き、共同で使用していることが認められた。

AとBの構成員は完全に一致しており、役員は二つの法人の役員を兼務しているが、AとBとは、それぞれ独立した法人（注）であり、Aだけが使用許可を受けている状態で、Bが当該施設を共同使用することは手続を欠いている。

場が、当該市場施設におけるBの所在を認めるならば、A及びBの双方に対して使用許可の手続を行うよう求めるべきである。

場は、共同使用者に対して、市場施設の使用許可手続を適正に求められたい。

(食肉市場)

(注) Aは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき、Bは生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づき、それぞれ設立された法人である。

(表8) A)に使用許可されている市場施設の概要 (単位:円/㎡・月、㎡、円)

使用施設名	適用使用料		面積 (B)	月額使用料 (A×B)
	名称	単価 (A)		
センタービル 8 階事務室	事務室	2,211	134.5	297,379
センタービル 8 階倉庫	倉庫	643	8.0	5,144
センタービル 4 階倉庫	倉庫	643	20.1	12,924
合計			162.6	315,447

(局別重点監査事項) (その他)

(4) 台帳の点検や台帳に基づく現況確認を行うよう各場を指導すべきもの

中央卸売市場では、使用許可(注1)を行った市場施設(注2)ごとに、使用者、許可年月日、使用目的、面積、承認した造作物等を記載した台帳を作成し、更新や変更については処理経過を記載することとしている。

ところで、台帳及び使用状況について確認したところ、一部において、設備機器(造作物)の更新が行われていたにもかかわらず台帳の記載に変更がないもの、年月の経過により台帳と現況との整合について十分に把握できていないものなどが見受けられた。

管理部は、各場に対して、施設巡回を強化して使用状況の把握に努め、市場施設が許可条件どおり使用されるよう適正管理を求めているところであるが、台帳に基づく点検の実施については求めている。

しかしながら、適正管理のためには、台帳の点検、台帳と現況の照合、台帳に基づく使用状況のヒアリングなどを行うことが必要である。

部は、市場施設の一層の適正管理を期すため、通常の施設巡回だけでは確認が困難なものについて、台帳の点検や台帳に基づく現況確認を行うよう各場を指導されたい。

(管理部)

(注1) 業務許可を受けた卸売業者等が使用する市場施設については、使用指定と呼んでいる。

(注2) 卸売業者売場、仲卸業者売場、関連事業者営業所、事務室、荷さばき場、倉庫、買荷保管所、冷蔵庫、車両置場、市場用地(建物又は工作物の敷地等)など

建設局

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (歳入)

(1) 占用料等の徴収に伴う調定額の登録を遅滞なく行うべきもの
東部公園緑地事務所は、管轄する48か所の公園・庭園内における占用許可に伴う占用料及び有料施設に係る使用料の徴収について、指定管理者等に委託をしている。

徴収事務は、局が作成した「指定管理者の手引き」に基づき行うものとされ、所は、指定管理者等から提出された1か月分の徴収額報告書に基づいて、財務会計システムに調定額の登録を行うこととなっている。

ところで、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号、以下「規則」という。)第23条第1項では、歳入の徴収事務の委託等に係る収入については、当月の初日から末日までの収入を取りまとめ、翌月の初日から5日以内に調定額の登録を行うことと定めている。

しかしながら、所は、表1のとおり、調定額の登録を規則で定められた期限内に行っておらず、適正でない。

所は、調定額の登録を遅滞なく行われたい。

(東部公園緑地事務所)

(表1) 調定額の登録状況(平成29年度)

徴収月	規則上の登録期限	登録日
4月分	平成29.5.10	平成29.6.2
5月分	平成29.6.7	平成29.6.26
6月分	平成29.7.7	平成29.7.28
7月分	平成29.8.7	平成29.8.31
8月分	平成29.9.7	平成29.10.5
9月分	平成29.10.6	平成29.10.27
10月分	平成29.11.8	平成29.11.27
11月分	平成29.12.7	平成30.1.11
12月分	平成30.1.11	平成30.2.6
1月分	平成30.2.7	平成30.2.20

(全庁重点監査事項) (その他)

(2) 公園施設の設置許可について

公園緑地部及び西部公園緑地事務所は、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第2項に基づき、公園利用者の利便を図ることを目的として、井の頭恩賜公園内に10件の施設(飲食店)の設置を許可している。

当該施設に係る事務を確認したところ、次のとおり、不適切な点が認められた。

ア 設置許可に当たり必要な書類により審査を行うべきもの

東京都立公園条例(昭和31年東京都条例第107号。以下「条例」という。)第6条では、事業者が、公園内に施設を設けようとするときの申請書の記載事項を定めている。

しかしながら、所が設置許可を行った5件について、条例で規定する「経理計画」の提出がないまま設置許可の決定を行っていることが認められた。

また、設置許可の審査に当たっては、設置の目的である公園利用者の利便を図る施設であることを確認するために、販売品目や営業日等を確認する必要がある。

しかしながら、所が設置許可を行った4件について、これらに分かる書類の提出を受けないまま設置許可をしており、何をもって設置の目的に沿った施設であるかを判断したのが、不明確な状況となっている。

所は、設置許可に当たり必要な書類により審査を行われない。

(西部公園緑地事務所)

イ 施設の経営状況の報告を確認すべきもの

東京都公園緑地事務所長等委任規則の施行について(昭和47年6月29日付47建公管第160号)では、施設の運営状況を確認し、公園の適切な管理に資するため、設置許可の条件の一つとして、設置者に対し、前年度の公園施設の経営状況について、4月中に所へ報告しなければならぬとされている。

しかしながら、所は、設置許可を行った全ての施設について、経営状況の報告を受けておらず、適切でない。

所は、施設の経営状況の報告を確認されない。

(西部公園緑地事務所)

(歳出)

(3) 「立ちのき補償契約」の補償額の算定を適切に行うべきもの

第六建設事務所は、事業用地の取得に伴い、権利者と「立ちのき補償契約」を締結しており、その補償に係る算定は、補償算定要領(平成28年7月、用地部。以下「要領」という。)等に基づいて行うこととされている。

ところで、本契約に係る営業休止に伴う経費の算定について見たところ、所は、従業員に対する休業手当相当額(注)を、表2のとおり、権利者から提出された従業員給与申告書に基づき月額30万4,000円と認定している。しかし、別途権利者から提出された税務書類を元に計算すると、一月当たり23万666円となり、所が認定した補償期間(6か月)分の休業手当相当額に係る補償額は、44万4円の差があることが認められた。

要領では、権利者から提出された申告書と、税務申告書が異なる場合には、差異が生じた理由及び数値を是認した裏付資料を添付することとされているが、所は、申告書記載数値の妥当性を証明する書類を徴取しておらず、認定額が妥当であるか確認できない。

所は、「立ちのき補償契約」の補償額の算定を適切に行われない。

(第六建設事務所)

(注) 休業期間に対応する従業員(一時限りの臨時雇用の場合等を除く。)の平均賃金(直近3か月間にその従業員に支払った賃金の総額をその期間の総日数で除した金額)に100分の80を標準とする一定割合を乗じた額

(表2) 従業員に対する休業手当相当額、同相当分補償額の算定過程

(単位：円)

区分	従業員給与申告書に基づく算定額(認定) (A)	税務書類上の人件費による算定		差額 (A) - (C)
		年額 (B)	月額(C)=(B)/12	
従業員①	300,000	2,500,000	208,333	91,667
従業員②	80,000	960,000	80,000	0
小計	380,000	3,460,000	288,333	91,667
乗数	0.8	-	0.8	-
1か月の休業手当相当額	304,000	-	230,666	73,334
補償月額	6.0月	-	6.0月	-
休業手当相当分補償額	1,824,000	-	1,383,996	440,004

(歳出)

(4) 土地の管理及び造成等委託を適切に行うべきもの

用地部は、表3のとおり、「土地の管理及び造成等委託協定書」(以下「協定書」という。)に基づき、所有する先行取得用地及び事業用代替地の管理・造成等の業務を公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している。

協定書では、管理対象地における不法投棄、不法占用、事故の発生等を防止するため、原則として月1回巡回するものとしているところ、第三者に一時貸付又は一時使用させている土地(5件)については、3か月に1回巡回していることが認められた。

部は、一時貸付等を行っている土地の巡回頻度について、口頭により指示をしているとしているが、協定書の頻度によらない場合は、書面による指示を行うべきであり、適切でない。

また、南多摩東部建設事務所が工事用資材置き場として使用している土地が、管理対象地に含まれていることが認められ、公社に巡回させる必要性がない土地を含めて委託していることは適切でない。

部は、土地の管理及び造成等委託を適切に行われたい。

(用地部)

(表3) 委託協定の概要

協定名	土地の管理及び造成等委託協定書
期間	平成29.4.1～平成30.3.31
概算委託額	171,417,000円
受託者	公益財団法人東京都道路整備保全公社
管理対象地 (平成29年4月1日現在)	先行取得用地 11件 4,899.17㎡ 事業用代替地 108件 33,703.24㎡
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 管理対象地の巡回管理 管理対象地の草刈、柵等設置、埋蔵物等調査、宅地造成等工事 管理対象地の財産台帳管理 関係機関等との連絡調整 苦情・要望等の住民対応

(歳出)

(5) 事業地管理工事契約の積算の確認及び指示記録簿の作成を適正に行うべきもの

三環状道路整備推進部は、取得した事業用地の管理工事等について、表4のとおり契約を締結している。

本契約について見たところ、次の状況が認められた。

ア 積算の誤り

国土交通省「土木工事積算基準」の改正により、高の積算基準が改定され、平成28年6月1日以降の起工案件から、交通誘導警備員費の計上は、共通仮設費から直接工事費に変更されている。

そこで、本契約の交通誘導警備員の単価について見たところ、共通仮設費として積算されていることが認められた。

この発生原因は、起工書の決定に当たり、確認が不十分なためであるが、とりわけ積算基準の改定が行われた場合は、その改定内容が正しくなされているか確実に確認する必要がある。

イ 指示記録簿の不備

本契約において、監督員が指示を行った場合、監督員は、指示の簡手・概要・期限等の内容を指示記録簿に記載するとともに、受注者に指示内容を説明し、指示記録簿に受注者から確認のサインをもらうこととなっている。

しかしながら、本契約の指示記録簿を確認したところ、①指示日が前後している、②受注者から確認のサインを一部もらっていない、③記載がパソコンによる出力である等、指示記録簿がまとめて作成されており、指示の都度適正に作成されたものではないことが認められた。

指示記録簿は、監督員が指示を行った根拠となる書類であり、適正に作成する必要がある。

部は、事業地管理工事契約の積算の確認及び指示記録簿の作成を適正に行われたい。

(三環状道路整備推進部)

(表4) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	発注限度額
事業地管理工事(単価契約)	平成29.4.1～平成30.3.31	31,000,000

(その他)

(6) 記念品の選定及び配布を適切に行うべきもの

西部公園緑地事務所は、井の頭恩賜公園の開園100周年に際し、100年記念式典をはじめとする井の頭恩賜公園100歳記念ウエークの行事を円滑に実施するため、表5の契約を締結している。

この契約について見たところ、100年記念式典の参加者等に配布する記念品として、表6のとおり記念切手等を購入し、それを所が都職員を含めて配布していることが認められた。

所は、本記念品の選定に当たっては、地元郵便局及び鉄道会社からの提案を踏まえて選定したものであるとしているが、換金性のある記念切手等を都の行事の記念品とすることは、必ずしも相応しいとはいえない。

また、そのような性質がある記念品を都職員に配布するのは適切でない。

所は、記念品の選定及び配布を適切に行われたい。

(西部公園緑地事務所)

(表5) 契約の概要

契約件名	都立公園展示施設検討委託
契約期間	平成29.4.1～平成29.5.31
契約金額	9,815,040円
契約内容	・ 井の頭恩賜公園100歳記念ウエークの行事全体の運営管理 ・ 所が別途委託する会場の設営業者及び装飾業者の指揮監督

(表6) 記念品の内訳

(単位：租、円)

項目	数量	単価	金額	備考
記念切手	400	1,500	600,000	・ 82円切手×10枚 ・ 井の頭恩賜公園の風景等をデザインしたもの
記念入場券	400	500	200,000	・ 140円(大人)×2枚、70円(小人)×2枚 ・ 井の頭恩賜公園の概要を描いた台紙に、吉祥寺駅、三鷹駅の入場券を貼付したもの (平成29年5月31日までの1回限り有効)

港 湾 局

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (歳出)

(1) 東京港国際埠頭施設等の警備に係る指示及び記録を適切に行うべきもの

東京港管理事務所は、東京港国際埠頭施設及び東京港内港湾施設等における、事件事故の抑止、港湾使用上の支障や損害の未然防止等、東京港の水際を脅かす危機に的確に対処することを目的に当該施設の巡回及び外観点検業務を実施するため、表1のとおり、東京港国際埠頭施設等の警備委託契約を締結している。

本件契約において、受託者は、巡回業務に係る「港湾施設等巡回日報」を管理事務所へ、外観点検業務に係る「点検報告書」を管理事務所の出先事務所である地区事務所へ報告することとされ、巡回又は点検業務において問題が発見された場合には、別途、写真などを添付した報告書(以下「別途報告書」という。)を作成し、管理事務所及び地区事務所へ提出することとなっている。

そこで、巡回業務及び外観点検業務に係る日報等を見たところ、表2のとおり適切でない事例が見受けられた。

ア 原因者調査の記録(項番1・8)

東京都港湾管理条例(平成16年東京都条例第93号)第26条では、港湾を利用する者が、港湾施設をき損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならぬと定めている。

ところで、項番1及び8については、第三者により港湾施設がき損されたことが、受託者から面所に報告され、地区事務所は、き損の原因者調査を行っているが、いつ、誰が、何を、どのように調査したかの記録がないため、調査の進捗状況やてん末が確認できない。また、記録に基づいた情報共有がなされていない。

イ 警備に係る問題点の把握(項番2・3・4・6・7)

項番2・3・4・6・7の日報等では、別途報告書として、場所を示した図や写真が添付されているものの、問題点が記載されておらず、日報等から問題点を適切に把握できない。

ウ 指示書による指示(項番5)

仕様では、委託者は、指示書により、指定した場所の現況確認の依頼ができることとなっている。

項番5について、管理事務所は、休日・夜間の管理を行っている指令センターからの指示に対する報告であるとしているが、指示書が作成されていない。